

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令案について（概要）

令和4年6月
デジタル庁

1. 改正の背景

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）別表第2の規定に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供する事務と情報を定めている。令和5年6月（予定）のデータ標準レイアウトの改版により、情報連携が開始される事務等について、別表第2主務省令に特定個人情報を追加する等の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）戸籍関係情報を情報連携の対象に追加

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により番号利用法が改正され、法務大臣が保有する「戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの」が情報連携の対象として追加された。

これを踏まえ、別表第2主務省令を改正し、戸籍関係情報を情報連携の対象として追加するもの。

（第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第41条、第43条の3、第43条の4、第44条の5、第45条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第56条、第57条、第59条の2の3関係）

（2）寡婦（夫）控除のみなし適用に係る規定の削除

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）により、未婚のひとり親を対象とした控除が創設されたことに伴い、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）において、寡婦（夫）控除のみなし適用に係る規定の見直しが行われた。

これを踏まえ、別表第2主務省令を改正し、寡婦（夫）控除のみなし適用に係る規定の削除を行うもの。

（第7条、第10条、第12条、第14条、第16条、第27条、第31条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第55条関係）

（3）資格喪失後の傷病手当金の継続給付について医療保険被保険者等資格に関する情報を情報連携の対象に追加

健康保険等の被保険者資格の喪失後に傷病手当金の継続給付を申請している者が、新たに他の保険の被保険者となっている場合、労務可能である可能性が高い。

これを踏まえ、別表第2主務省令を改正し、健康保険等の被保険者であった者に係る傷病手当金の継続給付の申請に係る事実についての審査に関する事務において、他の医療保険者に対して医

療保険被保険者等資格に関する情報の照会が可能となるよう医療保険被保険者等資格に関する情報を情報連携の対象として追加するもの。

(第2条、第3条、第5条関係)

(4) 雇用保険法施行規則の一部改正に伴う規定の整理

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第81号)及び雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第73号)により、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)が改正され、障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース助成金)の廃止及び特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース助成金)の創設が行われた。

これを踏まえ、別表第2主務省令を改正し、当該助成金に係る規定の削除及び追加を行うもの。

(第42条関係)

(5) 農業者年金事業に関する事務における規定の整理

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)により、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)が改正され、農業者老齢年金の被保険者であった者が75歳に達した者は、当該者からの裁定請求に基づかず、農業者老齢年金を支給されることになった。

これを踏まえ、別表第2主務省令を改正し、農業者老齢年金の支給に係る届出に係る規定の追加を行うもの。

(第51条関係)

(6) その他所要の改正を行うものとする。

3. 今後のスケジュール

意見公募手続期間：令和4年6月1日(水)～6月30日(木)

公布：令和4年7月中旬

施行：公布の日(ただし、2.(1)は戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日)